

福山市立山南小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿、ラインなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

このような中、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが重要である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組んでいかなければならない。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市いじめ防止基本方針」に基づき、福山市立山南小学校としての「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 * 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（* 文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

ア いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

イ 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、縦割り班活動や学級遊び等、児童の主体的な活動を支援する。

ウ いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 教職員の基本姿勢

- ア 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ウ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

(2) 具体的な取組

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。(授業、全校集会、学級活動、掲示物等)
- イ 道徳教育、人権教育の充実を通して、生命尊重を基底においた人を大切にする態度を養う。
- ウ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- オ 学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。
- カ 保護者との連携をとり、家庭でも、自分も友だちも大切にする、決まりを守ることの大切さ、携帯電話やインターネット等を使うときのルール等について子どもと一緒に考えていただく。
- キ 児童会活動等、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

- ク いじめの問題等について、児童が一人で悩むことがないように、「なんでも相談日」「いじめダイヤル24」など、児童が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- ケ いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修を実施する。
- コ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携を密に行う。
- サ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- シ 保護者が法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- ス インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- セ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

(3) いじめの防止等に係る組織体制の確立

- ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、福山市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。
- イ いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として「**校内いじめ防止委員会**」を設置し、校務運営組織に位置付ける。

5 重大事態発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、**校内いじめ防止委員会**を開き、福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 「福山市立山南小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

「福山市立山南小学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。